

平成 28 年 2 月 10 日

各位

証券取引等監視委員会による当社元社員に対する課徴金納付命令勧告について

平成 28 年 2 月 9 日付で証券取引等監視委員会から、当社元社員を經由して情報を得た社外の情報受領者及び伝達違反行為を行った当該元社員について、金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がありました。

株主・投資家の皆様並びに関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 勧告を受けた事実の内容

証券取引等監視委員会による勧告内容では、当社元社員がその職務に関して知った、当社が平成 26 年 9 月に公表した当社子会社の他社との業務提携にかかる重要事実を、当該事実が公表される以前に、当社の株式を買い付けさせることにより情報受領者に利益を得させる目的をもって伝達し、情報受領者はその情報をもとに当社株式 2,000 株を買い付けたとされております。

2. 勧告の概要

上記の違法行為に対して金融商品取引法に基づく課徴金の納付命令の発出。

課徴金額： 当社元社員に対して 51 万円

情報受領者に対して 102 万円

3. 当社の今後の取り組みについて

当社では従前より内部者取引管理規程を制定し、研修やイントラネットを通じた注意喚起を行い、内部者取引の未然防止を含めたコンプライアンスの徹底を図ってまいりました。そのような中、今回当社元社員に対する課徴金の納付命令の勧告が出されたことは誠に遺憾であります。

勧告の事実を厳粛に受け止め、今後は当社グループ役職員による内部者取引未然防止の強化・徹底に全社を挙げてより一層取り組んでまいります。

以上